

広島県福祉のまちづくり条例の概要

1 基本的な考え方

啓発活動や教育活動を推進することにより、福祉のまちづくりに積極的に取り組む県民意識の高揚を図るとともに、建築物の整備については、事前協議制を導入し、整備の実行性を高めることとしています。

2 前文

真に豊かな福祉社会の実現のため、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できる福祉のまちづくりに取り組みます。

3 目的（第1条）

福祉のまちづくりに関し、県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針を定めてこれに基づく施策を推進し、豊かな福祉社会を築く。

4 責務（第3条～第6条）

(1) 県の責務

- ・ 全県的な福祉のまちづくりを推進するための基本的・総合的な施策の実施
- ・ 市町が実施する施策に対する援助及び総合調査
- ・ 県が設置、管理する施設の整備

(2) 市町の責務

- ・ 区域内の福祉のまちづくりに関する施策の実施
- ・ 県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力

(3) 県民の責務

- ・ 福祉のまちづくりに関して理解を深め、県及び市町が実施する施策に協力

(4) 事業者の責務

- ・ 所有・管理する施設の整備
- ・ 県及び市町が実施する施策に協力

5 基本方針（第7条～第10条）

誰もが一人の人間として尊重され、等しく経済活動や社会活動に参加し、自己実現を図ることができる社会の実現に向けて、あらゆる分野での施策を実施することとしています。

- (1) 施策の基本方針
 - ・ 県民意識の高揚
 - ・ 建築物等の施設整備
- (2) 情報の提供
- (3) 推進体制の整備
- (4) 財政上の措置

6 適用施設等の整備（第11条～第22条）

事業者は、整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

- (1) 適用施設整備基準を規定
- (2) 適用施設整備基準への適合努力
- (3) 適用施設の建築等の事前協議
- (4) 既存施設等の整備

7 公共交通機関の整備（第23条～第24条）

- (1) 整備努力義務
- (2) 報告の徴収等

8 雑則（第25条～第26条）

- (1) 功績のあった者への表彰
- (2) 規則への委任